

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅰ 相談体制の充実		取組評価 A
施策の基本的方向 具体的施策	取組の成果	今後の取組、課題等
1. 相談窓口体制の周知と充実		
(1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	・市内商業施設と市役所での街頭キャンペーンで、DV防止の啓発グッズを配布し、市民への周知を行った。 ・広報紙や市ホームページ等で、DV相談窓口の周知を行った。 ・外国語版のDV被害者サポートカードを作成し、福祉総務課窓口に設置した。（英語、ポルトガル語、ベトナム語）	今後も引き続き啓発活動を行い、配偶者暴力相談支援センターの周知を図る。
(2) 相談窓口の周知と充実	市の広報紙やホームページ等に加え、市内学校や医療機関に案内チラシを設置し、周知を行った。	今後も引き続き関係機関に案内チラシを設置し、DV相談窓口の周知を図る。
(3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援	「ひょうご人権ジャーナル きずな」等の人権情報誌の提供や、人権映像の視聴を実施した。また、人権に関する講演会等の情報提供を行った。	今後も人権擁護委員等に対して、相談技術や知識の向上のため情報提供を行う。
	通訳が必要な場合は、人権協働課に通訳派遣を依頼したり、外国語専門の民間支援団体を紹介した。	外国人の相談に対応するため、通訳者の派遣や民間支援団体、通訳機を活用できる体制の充実を図る。 民生委員児童委員等への情報提供が実施できるよう、民生児童委員連合会と調整を行う。
	障害担当部署とともに障害特性に応じた対応や支援を行った。 市職員を対象とした障害理解に関する研修を行った。	障害特性に応じた対応ができるよう、今後も継続して実施する。
	高齢者虐待を防止するために、ケーブルテレビでの周知や、介護サービス従事者を対象に研修会（8/17実施 25名参加）を行った。	障害者、高齢者、性的マイノリティ等、相談者に応じた相談支援を関係各課と連携して行う。 権利擁護の啓発や高齢者虐待の個別ケースへの支援を継続して行う。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

2. 相談員等の資質向上

(1) 相談員等の各種研修への参加	DV相談基礎研修、DV相談実務研修、保護命令手続に関する研究会、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等、相談員の資質向上のための研修に年7回参加した。	継続して研修に参加し、相談員の資質向上を図る。
(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施	年1回、職場のメンタルヘルス研修を受け、ストレス度のセルフチェックを行うとともに、スーパーバイザーを民間支援団体に依頼し、適切な助言を受けることで、相談員の心理的負担を軽減した。	スーパーバイズを継続して受けられるよう、県や民間支援団体と調整する。相談員のためのセルフケア研修に参加する。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保		取組評価 A
施策の基本的方向 具体的施策	取組の成果	今後の取組、課題等
1. 緊急時における安全確保		
(1) 被害者及び同伴家族の安全確保	警察と連携して一時保護所までの同行支援を実施した。（R5年度・1件）	被害者及び同伴家族の安全確保のため、今後も警察と連携をとりながら支援を行う。
(2) 子どもの安全確保	子どもがいる被害者が避難する際は、学校や施設等関係機関と情報共有を行うとともに、子どもとの面談を行うなど、子どもが避難先で安心して暮らせるよう支援した。	被害者に子どもがいる場合は、関係機関と情報共有を行い、子どもが安心して暮らせるように支援を行う。
(3) 警察や県との連携による一時保護	関係機関と連携して一時保護を実施した。（R5年度・1件）	引き続き関係機関と連絡や調整を密に行い、一時保護を実施する。
2. 被害者の情報の保護		
(1) 住民基本台帳の閲覧等の制限	「住民基本台帳事務等における支援措置」の申出があった場合は、十分な聞き取りや確認の上、処理を行った。住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行の際は、パスワード管理により、支援措置責任者のみが発行を行っている。マイナンバーの情報連携に関する処理については、情報のやりとり履歴が不開示となるように処理を行い、被害者の安全を確保した。	「住民基本台帳事務等における支援措置」の申出があった場合に、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限し、安全を確保する。 「マイナンバー制度における不開示措置」の申出があった場合に、被害者の情報開示を制限し、安全を確保する。
	「住民基本台帳事務等における支援措置」について、手続き等の情報提供等を行った。	継続して手続き等の情報提供を行う。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

(2) 関係部局における情報管理の徹底	・支援対象者や対策マニュアルの情報共有によって、閲覧制限等の制度の課内周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底できている。 ・証明書の郵便請求方法の見直しにより、本人限定郵便に限り交付するなど、支援対象者の情報保護の強化に務めた。 ・住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して、情報の適切な共有化と情報管理を徹底した。 ・被保険者証、医療費受給者証を送付する際は、支援措置対象者の一覧表をもとに送付（先）確認をした。窓口業務では、申請者の本人確認を行った。 ・庁内からの郵送物の送付先を管理し、情報が更新された場合は関係各課へ情報提供を行うとともに注意喚起を行った。 ・DV被害者支援対応マニュアルに基づいて、関係部署、関係学校、避難先の教育委員会と適切に連携して対応した。	・今後も引き続き、閲覧制限等の制度の課内周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底する。 ・被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して、閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底する。 ・引き続き、情報の適切な共有化と情報管理を徹底する。 ・避難先等の個人情報が漏洩しないよう、関係各課へ継続して注意喚起を行う。 ・郵送物の誤送付がないよう、情報管理を徹底する。 ・引き続き、DV被害者支援対応マニュアルに基づいて、児童生徒及び保護者を支援できるよう関係課等と連携して適切に情報管理等を行う。
3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援		
(1) 保護命令制度に関する情報提供	保護命令が必要と考えられる被害者に、保護命令制度について情報提供を行い、被害者の安全確保に努めた。	引き続き、保護命令制度の説明と、関係書類の作成について支援を行う。
(2) 裁判所への同行支援	保護命令の手続きを自分のみで行うことが困難な被害者や、不安を感じている被害者に対して、裁判所への同行を実施し、裁判所と連携してスムーズに手続きをすすめることができるよう支援を行った。（R5年度・2件）	裁判所への同行支援が必要な被害者に対しては、引き続き同行支援を行う。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援		取組評価	A
施策の基本的方向 具体的施策	取組の成果	今後の取組、課題等	
1. 被害者の自立と生活再建に向けた支援			
(1) 自立に向けた情報の提供	司法手続きを必要とする場合、法テラス等の相談機関の情報を提供した。	法テラス等の相談機関の情報提供を継続して行う。	
(2) 生活再建に向けた支援	戸籍の届出や住民票の異動届出に対して助言を行い、相談機関についての情報提供を行った。	被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう他市町との連携を行う。また、離婚や親権など司法手続きに関する情報提供を行う。	
	他市町と調整することで、住民票を動かさない場合でも健康保険、福祉医療及び国民年金の資格取得・喪失等や、送付先変更を行った。（国民健康保険証の交付1件、乳児医療受給者証の交付2世帯、国民年金番号再取得1件）	引き続き、被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携を行う。	
	関係機関と連携し、社会資源やサービスについての情報提供、生活再建に向けた助言等を行った。	社会資源の情報提供や生活再建に向けた助言等を行っても、提案を受け入れない人があり、方法に工夫が必要。	
	被害者が健康診断や子どもの予防接種等、滞りなく受けられるように関係機関との調整を行った。	被害者が安心して必要な保健事業を受けられるように、関係機関との連携を図る。	
(3) 住宅の確保に向けた支援	被害者に公営住宅、母子生活支援施設の情報提供を行い、担当課と連携して住宅確保に努めた。	引き続き担当課や関係機関と情報を共有し、被害者に対しては公営住宅の入居条件等の情報提供を行うことで住宅確保に努める。また国・県の動向を注視し、必要に応じて公営住宅の入居に関する要件緩和等を検討する。	
(4) 就労に向けた支援	令和5年度、就労に関する相談ケースはなかった。	必要に応じ、就労支援機関と連携し、被害者の自立を促す。	
(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供	令和5年度、心理的ケアに関する相談ケースはなかった。	必要に応じ、心理的ケアに関する相談窓口の情報提供を行い、心理的安定を図る。	
	こころの相談窓口一覧チラシを各窓口に設置し、各保健事業や各団体等に配布し、周知啓発を図った。把握ケースに対して、相談窓口の情報提供を行った。	継続して様々な機会を通じて、相談窓口の周知啓発及び情報提供を行う。	

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

2. 被害者の子どもへの支援		
(1) 就学や保育に関する支援	DV被害者支援対応マニュアルに基づいて、関係部署、関係学校、避難先の教育委員会と連携して適切に対応した。	今後も、DV被害者支援対応マニュアルに基づいて、児童生徒及び保護者を支援できるよう関係課等と連携して適切に情報管理等を行う。
	保育について避難先の関係機関と連携し、転園手続きの支援を行った。	今後も状況に応じて避難先の教育委員会等の関係機関と連携しながら、保育に係る転園等の手続きの支援を行う。
(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施	全学校で困りごとのある児童生徒や保護者に相談対応できるようスクールカウンセラーを5人配置し、1,233件の相談に対応した。	継続して、子どもや保護者を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、支援を行う。
(3) 子ども家庭総合支援拠点（現・子育てスマイルセンター）における相談実施	庁内関係課と連携を図り、子どもの相談については福祉総務課の相談窓口にもスムーズに引き継いだ。	R6年度から子育てスマイルセンターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。 庁内関係課にも周知し円滑な引き継ぎに努める。
(4) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施	要保護児童対策地域協議会の実務者会議に配偶者暴力相談支援センターから委員として参画した。また、個別ケース会議に出席し、情報共有と支援方針を協議した。	継続して要保護児童対策地域協議会に出席し、情報共有を図る。
	乳幼児健診等の面接相談を通して、DV被害が疑われる場合は、相談窓口を紹介し、必要時は関係機関と連携した。	乳幼児健診等で子どもの成長や発達の確認を行うとともに、保護者の育児状況や悩み相談に対応する。DV被害が疑われる場合は早期に相談窓口の情報提供を行う。
	クラス担任等が支援を必要とする子どもの状況を把握し、関係機関と連携しながら継続的に子どもを見守った。また、状況によって子どもに個別に声掛けをし、子どもの相談しやすい環境づくりに努めた。	今後も子どもと直接関わるクラス担任等が子どもの状況を把握しながら、関係機関と連携して継続的に子どもを見守る。また、子どもにとって相談しやすい環境がつけられるよう、子どもとの信頼関係の構築に努める。
	児童・生徒の困りごとに関するアンケートを定期的の実施し、その内容に対して、学級担任を中心に教育相談を行い、子ども達の心の安定を図ることができた。各学校は、困りごとを担任と管理職や学年団と情報共有して、課題を一人で抱え込まず、チームで問題解決できる体制を整えた。	学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関とも連携しながらチームで継続的に子どもを見守る。 子どもに対し定期的に教育相談やアンケートを行うことで、子どもが相談しやすい環境をつくる。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
 B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
 C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅳ　DVを許さない意識づくりの推進		取組評価	B
施策の基本的方向	取組の成果	今後の取組、課題等	
具体的施策			
1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発			
(1) 冊子やカードなどの啓発グッズの配布	リーフレットやDV被害者サポートカードを医療機関や公共施設に設置した。また、デートDV防止授業や加東市二十歳の集いにおいても、リーフレットやDV被害者サポートカードを配布し、DV防止に関する周知を行った。	引き続き、啓発グッズを配布し、DV防止の啓発に努める。	
(2) 市民向け講演会の開催	女性リーダー育成研修や女性のための就労支援セミナー、働き方セミナー、男性料理教室等を実施し、アンケートでは95.3%の参加者が「大変満足・満足」と回答し、満足度の高いセミナーを実施することができた。 人権啓発講演会では、「男女共同参画で一人ひとりが輝くまちづくり」をテーマに実施し、参加者に行ったアンケートでは、97%が「大変満足・おおむね満足」と回答し、満足度の高い講演会を実施することができた。	第4次男女共同参画プランで重点課題に挙げている「政策・方針決定過程への女性の参画」、「男性の家庭生活への参画の促進」、「雇用分野における男女共同参画」、「地域生活における男女共同参画の推進」への取組として、「女性リーダー育成研修」、「男性対象家事講座」、「企業を対象とした男女共同参画に関する研修」等を実施する予定。	
(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の周知	オレンジリボンキャンペーンと同時にパープルリボンキャンペーンを実施し、市内商業施設や公共窓口で啓発グッズを配布した。また、市役所特設コーナーと各児童館に啓発グッズを設置した。	今後もダブルリボンキャンペーン（オレンジリボンキャンペーン&パープルリボンキャンペーン）を実施し、集中的でより効果的な啓発に努める。	

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
 B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
 C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

2. 子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

(1) デートDV防止教育・啓発の実施	市内3中学校の3年生を対象に、デートDV防止授業を実施した。（R5年度・329名参加） 授業後アンケートでは「友達や身の回りの人がデートDVにあっていたら、相談を聞いたり、助けてあげたい」、「お互いのことをしっかり思って尊重しあうことが大切だと学んだ」という意見があった。	引き続き、中学生を対象にデートDV防止授業を実施する。
(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施	加東市ケーブルテレビの人権啓発番組「夢きらめいて」で若年層の性暴力被害予防月間についての啓発を行った。 また、人権意識の高揚を図り、差別の解消について正しい理解と認識を深めるため、加東市内の小・中学校または義務教育学校の児童・生徒のポスターと標語の作品展の開催と作品を使用した啓発物品の製作・配布を行った。 加東市内の認定こども園・保育所の園児たちに思いやりや助けあうこと、命の大切さについて考えてもらうことを目的に、作品展と作品を使用した人権カレンダーの製作・配布を行った。	今後も広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用し、あらゆる年代に対して啓発を行う取組を継続する。
	幼児期に人権感覚を育むため、人権啓発プログラムを活用して、幼児期人権教育親子セミナーを市内3園で実施した。 また、幼児期人権教育の実践者を養成するため、保育士・保育教諭を対象に指導者養成セミナーを開催し、受講者が人権啓発プログラムを園内で実践した。	今後も人権感覚を育むためのプログラムを市内園の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努める。 また、今後も保育士・保育教諭を対象とした指導者養成セミナーを開催し、セミナー受講者が人権啓発プログラムを園内で実践できるよう支援する。
	学校の道德の授業では、思いやりや相互理解等の道德的価値を理解し、自身の生き方について考えを深める学習を行った。また特別活動では仲間と協力して行事等に取り組む体験を通じて、自分も相手も大切にすることを育むことができた。	道德学習を中心に、他者や自己との対話を通じて「人との関わり」に関することを学ぶ授業を実施する。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

(3) 若年層が相談しやすい環境の整備	配偶者暴力相談支援センターで電話相談と来所相談を行った。 福祉総務課窓口に、内閣府が作成したサポートカードを設置し、「DV相談プラス」や「DV相談ナビ」の周知を行った。 児童・生徒の困りごとに関するアンケートを定期的実施し、その内容に対して、学級担任を中心に教育相談を行い、子ども達の心の安定を図ることができた。各学校は、困りごとを担任と管理職や学年団と情報共有して、課題を一人で抱え込まず、チームで問題解決できる体制を整えた。 市内4か所で地域子育て支援拠点事業を、市内2か所で利用者支援事業を実施し、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供することで、子育ての不安感や負担感の軽減を図った。	今後も若年層が相談しやすい環境を整える。 DV相談プラスの啓発を継続する。 学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関とも連携しながらチームで継続的に子どもを見守る。 子どもに対し定期的に教育相談やアンケートを行うことで、子どもが相談しやすい環境をつくる。 今後も子育て家庭や妊産婦の身近な場所で地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を行い、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する。
3. DVに関する調査研究		
(1) 市民への意識調査の実施	—	R8年度実施予定
(2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討	—	災害時におけるDV等被害者の対応マニュアルについて、他自治体の状況等を調査するとともに、防災課と連携して検討を進めていく必要がある。
(3) 男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究	—	必要に応じて他自治体の状況等について調査する。

第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表（案）

【取組評価について】

A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）

B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）

C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅴ 連携体制の充実		取組評価 A
施策の基本的方向 具体的施策	取組の成果	今後の取組、課題等
1. 庁内連携体制の整備		
(1) DV被害者支援対応 マニュアルの活用	各課の取組だけでなく、DV防止法改正等に対応した内容に更新した。	今後も法律に対応した内容に随時更新し、共有する。
(2) 加東市DV防止ネットワーク会議の開催	11月にDV防止ネットワーク会議を開催し、構成課との情報提供や意見交換を行った。	今後も年1回、DV防止ネットワーク会議を開催し、庁内の連携体制の強化を図る。
2. 関係機関との連携体制の強化		
(1) 警察や県など関係機関との連携体制の強化	警察と連携し、被害者や子どもの安全確保のための支援を実施した。	今後も兵庫県女性家庭センターや警察等の関係機関と連携を強化する。
(2) 広域的な連携による被害者支援の実施	他市町と広域的な連携をとり、被害者が速やかに生活できるよう支援した。	必要に応じて、他市町と広域的な連携を図る。
(3) 民間の被害者支援団体との連携	民間支援団体にデートDV防止授業や職員研修の講師派遣を依頼し、DV防止の啓発を支援した。また、民間支援団体と連携し、被害者の自立を支援した。	今後も民間の被害者支援団体と連携を図る。
3. 支援を担う人材の育成		
(1) 職員に対する教育の実施	全職員を対象に3日間で6回の研修を開催し358人が受講。DVに対する理解を深めることができた。	DV被害の潜在化防止を目指し、被害の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのために、職員を対象としたDV研修の機会を設け、適切な対応を推進する。